

地方独立行政法人大阪市立工業研究所

職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程

制定 平成20年4月1日 規程第55号

最近改正 平成25年4月1日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員就業規則(以下「就業規則」という。)第47条及び地方独立行政法人大阪市立工業研究所再雇用職員就業規則(以下「再雇用就業規則」という)第37条の規定に基づき、職員(就業規則第2条に規定する職員をいい、第3条第2項第3号の再雇用職員を含む。以下同じ。)の勤務時間、休日、休暇等を定めるものとする。

(法令との関係)

第2条 職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇等に関してこの規程に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。)その他の法令及び労働協約の定めるところによる。

(日、週の定義)

第3条 この規程において、日は、特段の定めがない限り、0時に始まり翌0時に終わる24時間を指し、週は、特段の定めがない限り、土曜日に始まり金曜日に終わる7日間を指すものとする。

第2章 勤務時間、休憩及び休日

(勤務時間)

第4条 職員の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

始業時刻 午前9時00分

終業時刻 午後5時30分

2 業務の都合その他やむを得ない事情により、これらを繰り上げ、又は繰り下げることがある。この場合、前日までに通知するものとする。

(休憩時間)

第5条 職員の休憩時間は、午後0時15分から午後1時までとする。

2 業務の都合上、45分の休憩時間を別に割り振ることがある。

(休日)

第6条 次に掲げる日は職員の休日とする。

(1) 土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(休日の振替)

第7条 業務上必要がある場合は、前条に規定する休日を、あらかじめ、当該休日の翌日から起算して1週間(特に必要があるときは、4週間)以内の日を振り替えるべき休日として指定する。

第3章 時間外、深夜、休日勤務

(時間外、休日の勤務)

第8条 業務上の必要がある場合には、所定の勤務時間を超え又は休日に勤務を命じることが

ある。

- 2 業務上の必要がある場合には、労基法第36条の規定に基づく協定の定めるところにより、同法第32条に定める時間（以下「法定労働時間」という。）を超えた時間又は同法第35条に定める休日（以下「法定休日」という。）に勤務を命じることがある。
- 3 理事長は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、超過勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。
- 4 小学校就学前の子の養育又は家族（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1項第4号に定める対象家族をいう。以下同じ。）の介護を行う職員が、当該子を養育するため又は当該対象家族を介護するために請求をした場合については、法定労働時間を超える勤務については、1月について24時間、1年について150時間を超えてはならない。
- 5 小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う職員が請求した場合は、事業の正常な運営を妨げる場合を除き、深夜（午後10時から午前5時までをいう。）の業務には従事させない。（時間外勤務等における休憩時間）

第9条 前条第1項の規定により勤務を命じる場合に1日の勤務時間が8時間を超えるときは、1時間（第5条の休憩時間を含む。）の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。

- 2 前条第1項の規定により休日に勤務を命じる場合に1日の勤務時間が6時間を超えるときは45分、8時間を超えるときは1時間の休憩時間を勤務時間の途中に置くものとする。（非常災害時の勤務）

第10条 災害その他の避けることのできない事由によって必要がある場合には、その必要の限度において、前条の規定にかかわらず、臨時に所定の勤務時間を超え、又は第6条の休日に勤務を命じることがある。

- 2 前項の勤務を命じる場合には、労基法第33条第1項に定める必要な手続きを行うものとする。

第4章 勤務しないことの承認

（勤務しないことの承認）

第11条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長からの承認を得て、第2章に規定する勤務時間（以下「所定の勤務時間」という。）に勤務しないことができる。この場合、地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員給与規程（以下「給与規程」という。）に定めるところにより、給与を減額しないことができる。

- (1) 研修を受ける場合 必要と認める期間
- (2) 厚生に関する事項についての計画の実施に参加する場合 必要と認める期間
- (3) 労働協約により定める労働組合の活動に従事する場合（当該労働協約により給与を減額しないで活動を行う定めをしているものに限る。） 必要と認める期間
- (4) 報酬を受けないで、法令又は地方独立行政法人大阪市立工業研究所（以下「本法人」という。）の定める規程に基づいて設置された職員の厚生福利を目的とする団体の事業又は事務に従事する場合 必要と認める期間
- (5) 本法人又は本法人以外のものの主催する講演会等において、学術等に関し、講演等を行う場合 必要と認める期間
- (6) その職務上の教養に資する講演会等を聴講する場合 必要と認める期間
- (7) その職務の遂行上必要な資格試験を受験する場合 必要と認める期間
- (8) 人工透析を受ける必要があるため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 1回につき4時間を超えない範囲内で必要と認める時間

(9) <削除>

(10) 勤務時間中に献血を行う場合 必要と認める時間

(11) 人事評価制度における苦情相談をする場合 必要と認める時間

(12) その他前各号の場合に準ずる特別の事由がある場合 必要と認める期間

2 前項に定めるほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、理事長からの承認を得て、所定の勤務時間に勤務しないことができる。この場合、給与規程に定めるところにより、給料及び諸手当を減額するものとする。

(1) 労働協約により定める労働組合の活動に従事する場合（前項第3号に掲げるものを除く。） 必要と認める期間

(2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、短期大学、大学又は大学院（夜間に授業を行う課程又は通信による教育を行う課程に限る。）に通学する場合 所定の時間の終わりにおいて1回につき2時間を超えない範囲内で必要と認める時間

(3) 通勤事情等により、生後1年6月から小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育するために、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合（第18条第1項第14号の規定による特別休暇を取得している者及び地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員の育児・介護休業等に関する規程（以下「育児・介護休業等規程」という。）第15条の規定により1時間30分を超える育児部分休業を取得している者を除く。） 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて30分を超えない範囲内で必要と認める時間

(4) 通勤事情等により、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第2項に規程する放課後児童健全育成事業を行う施設及びこれに類する施設にその子を出迎えに赴くため、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 所定の勤務時間の終わりにおいて1日を通じて60分を超えない範囲内で必要と認める時間

(5) <削除>

(6) 地方独立行政法人大阪市立工業研究所職員兼業等規程により理事長の許可を得て兼業する場合（自ら営利を目的とする私企業を営む場合を除く。） 必要と認める時間

(7) 病気休職から復職する職員に関して、復職後、一定期間勤務時間を短縮する必要があると認められる場合 職場復帰した日以降1月（産業医等の意見を踏まえ、理事長が特に必要と認める場合は、職場復帰した日から3月を限度として延長することがある）の間において、1日につき所定の勤務時間の始めから又は終わりまで引き続く4時間30分を超えない範囲内で必要と認める時間

(8) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが適当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日を超えない範囲内で必要と認める期間又は時間 1時間単位での取得については年次休暇の時間単位の取得に準ずるものとする。ただし、時間単位の取得により、1時間未満の端数が残った場合、その時間は切り捨てるものとする。

ア 要件については、次のとおり扱う。

（ア）「勤務しないことが相当であると認められる場合」とは、次の3つの場合をいう。

（a）地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動又はこれに準ずるもので特に必要と認められる活動

（b）障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって以下に掲げる施設における活動

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設及びそれ以外の同条第1項に規定する障害福祉サービスを行う施設（及びに掲げる施設を除く。）、同条第26項に規定する地域活動支援センター並びに同条第27項に規定する福祉ホーム

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する障害児入所施設、児童発達支援センター及び情緒障害児短期治療施設並びに児童発達支援センター以外の同法第6条の2第2項及び第4項に規定する施設

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項に規定する救護施設、更生施設及び医療保護施設

介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設

医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院

学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校からまでに掲げる施設のほか、これらに準ずる施設

(c) 前2号に掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

(イ) 「専ら親族に対する支援となる活動」とは、6親等内の血族、配偶者、及び3親等内の姻族に対する支援活動をいう。

(ウ) 「5日」の取り扱いについては、暦日によるものとする。

(エ) 活動のため遠隔の地に赴く場合にあっては、活動期間と往復に要する期間が連続する場合でこれらを合わせた日数が5日の範囲内であれば、当該往復に要する期間についても職務免除の対象とする。

(オ) 活動の事前講習等に参加する場合については、1日の全部が講習等であり実際の活動を伴わない場合には、その日については職務免除の対象とならないが、実際に活動を行う日の一部の時間が講習等に充てられている場合には、その時間についても職務免除の対象とする。

イ 前項ア（ア）の定める扱いについては次のとおり扱う。

(ア)(a)のうち、「相当規模の災害」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる程度の規模の災害をいい、「被災地又はその周辺の地域とは」、被害が発生した市町村（特別区を含む。）又はその属する都道府県若しくはこれに隣接する都道府県をいう。また、「その他の被災者を支援する活動」とは、居宅の損壊、水道、電気、ガスの遮断等により日常生活を営むのに支障が生じている者に対して行う炊出し、避難場所での世話、がれきの撤去その他必要な援助をいう。

(イ)(c)のうち、「常態として日常生活を営むのに支障がある」とは、その者にとっての普通の状態が日常生活を営むのに支障の生じているということであり、短期間で治癒するような負傷、疾病などにより支障の生じているものに対する看護等については、職務免除の対象とはならない。また、在宅の障害者等を支援する活動に仲介団体の紹介により参加する場合には、事前に当該障害者等の日常生活に支障の生じ

ている状態を把握できないことがあり得るが、仲介団体がボランティア活動により支援を行う対象としている者については、「常態として日常生活を営むのに支障がある」者に該当するものとみて、職務免除願の当該障害者等の状態に関する記述は省略することができることとし、その活動が訪問介護等日常生活を支援するものであれば職務免除の対象として差し支えない。

(ウ)(c)のうち、「その他の日常生活を支援する活動」とは、身体上の障害等により常態として日常生活を営むのに支障がある者に対して行う調理、衣類の洗濯及び補修、慰問その他直接的な援助をいう。

(9) その他前各号の場合に準ずる特別の事由がある場合 必要と認める時間

3 前項の規定にかかわらず、1時間単位の年次有給休暇を取得する場合には、それに引き続いて前項第2号から第5号までに掲げる事由により勤務しないことは承認しない。

4 第1項の規定にかかわらず、育児・介護休業等規程第10条第1項に定める育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)をしている者について、当該育児短時間勤務の期間中の1日の所定の勤務時間が通常の職員よりも短い日においては、第2項第2号から第5号までに掲げる事由により勤務しないことは承認しない。

第5章 休暇

(休暇)

第12条 職員の休暇は、年次有給休暇、特別休暇、病気休暇及び介護休暇とする。

(年次有給休暇)

第13条 年次有給休暇は、1の年(6月1日から翌年の5月31日までをいう。ただし、再雇用職員については4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)における休暇とし、その日数は1の年において、20日とする。

2 前項の規定にかかわらず、新たに職員(次項に定めるものを除く。)となった者のその年における年次有給休暇の日数は、別表第1のとおりとする。ただし、再雇用職員については、別表第1の左の欄の月を4月から3月までにそれぞれ読替える。

3 次の各号に該当する場合は、当該職員となった年における年次有給休暇の日数については、当該法人等から付与された年次有給休暇の残日数及び使用日数を考慮し与えるものとする。

(1) 本法人の職員が、就業規則第20条の転籍出向の規定により国、地方公共団体及び他法人等の役職員となり、本法人の職員に復職した場合

(2) 地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第59条第2項の規定又は人事交流等により大阪市の職員から引き続き本法人の職員となった場合

4 第1項の規定にかかわらず、育児短時間勤務をしている者の年次有給休暇の日数は、1の年において、育児短時間勤務中の勤務形態に応じて次の各号に定めるところによる。

(1) 週の所定の休日が通常の職員と同じ勤務形態 20日

(2) 育児・介護休業規程第10条第1項第3号の勤務形態 12日

(3) 育児・介護休業規程第10条第1項第4号の勤務形態 11日

(年次有給休暇の単位)

第14条 年次有給休暇の単位は、1日、半日もしくは1時間とする。

2 年次有給休暇は、7時間45分をもって1日に換算する。

3 業務遂行に支障のない限り、年次有給休暇について、半日を単位として付与することができる。

4 半日の区分は、午後1時をもって午前(「午前半休」といい3時間15分で換算する)と午後(「午後半休」といい4時間30分で換算する)の区分をおこなうものとする。

5 前項の規定にかかわらず、育児短時間勤務をしている者について、当該育児短時間勤務の期間中の1日の所定の勤務時間をもって1日(1日の所定の勤務時間が日によって異なる勤

務となる場合においては、最も1日の所定の勤務時間が長いものをもって1日)と換算する。

6 1時間を単位とする年次有給休暇は、1日に2回までとし、1の年において40時間を限度とする。

(年次有給休暇の手続き)

第15条 職員は、年次有給休暇を取得する場合には、あらかじめ上司に申し出なければならない。ただし、やむを得ない場合には、その事由を付して事後において申し出ることができる。

(年次有給休暇の時季変更権)

第16条 年次有給休暇は、職員の請求する時季にこれを与えるものとする。ただし、このため、業務の正常な運営に支障があると認める場合においては、他の時季に与えることがある。

(年次有給休暇の繰り越し)

第17条 年次有給休暇(この条の規定により繰り越されたものを除く。)は、1の年における年次有給休暇の残日数が20日を超えない範囲の残日数を翌年に繰り越すことができる。

(特別休暇)

第18条 次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる期間又は時間の有給の特別休暇を与える。ただし、給与規程において、休暇の一部を無給とする定めのある場合はこの限りでない。

(1) 職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の規定による交通の制限又は遮断により出勤できない場合 必要と認められる期間又は時間(本件により出勤できない場合であっても、職員が感染症患者となった場合は該当しない。)

(2) 職員が風水害、震災、火災その他の非常災害による交通の遮断により出勤できない場合 必要と認められる期間又は時間

交通の遮断により出勤できなかった者又は遅参した者には、居住地並行路線の有無等の事情を勘案の上、理事長において真にやむを得ないと認められる場合に限り、その勤務しなかった期間につき特別休暇を与える。(又は、勤務しなかった時間につき遅参の扱いをしない。)

災害の発生した当日勤務すべきところ、正当な理由がなく出勤しなかった者については、この取り扱いをしない。

当該休暇の請求に際しては交通遮断の事実確認ができる書類を提出しなければならない。

(3) 風水害、震災、火災その他の非常災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合 7日を超えない範囲内で必要と認められる期間又は時間

ア 付与基準

理事長において、家事整理等のため勤務しないことが相当であると認められる者に対して、次に掲げる基準に従い、その被災の程度を勘案して、特別休暇を付与することができる。

現住居が滅失又は損壊したため居住できない場合 7日以内

現住居の一部が損壊し又は床上浸水したが、尚居住できる状況にある場合 3日以内

居住できなくなった場合		居住できる場合	
全壊	7日		
半壊	5日	半壊	3日
1/3損壊	3日	1/3損壊	1日

現住居が床上浸水したため相当期間居住できない場合 5日以内

	平屋			2階建			
	床上1m以上	" 50cm以上	" 50cm未満		床上1m以上	" 50cm以上	" 50cm未満
浸水3日以上	5日	5日	5日	浸水3日以上	3日	3日	3日
" 2日	4日	3日	2日	" 2日	3日	2日	1日
" 1日	3日	2日	1日	" 1日	2日	1日	1日

火災により職員の現住居が焼失した場合 7日以内

居住できなくなった場合		居住できる場合	
全焼	7日		
半焼	5日	半焼	3日
1/3焼失	3日	1/3焼失	1日

イ 取扱細目

休暇の付与は、連続して与え、休日を通算する。但し、職務上の必要により、休暇期間中に出勤を命じた場合には、さきに承認した休暇期間を経過した後であっても、その勤務した日数の範囲内で、再び休暇を承認することができる。なお、残休暇日数の付与には、休日を加算しない。

現住居が床上浸水し、かつ破壊したものは、各区分に従いそれぞれ付与日数を加算することができる。但し、7日を超えることはできない。

風水害、震災、火災その他の非常災害による出勤不能者でかつ被災者である場合は、それぞれに対する特別休暇のいずれか多い日数による。ただし、出勤不能期間中に床上浸水等によって被災復旧に従事できなかったため、事実上被災者に対する特別休暇の日数を確保できなかった場合には、その確保できなかった日数に限り、別に特別休暇を付与することができる。

火災により職員の現住居が焼失した場合については、本人の故意により焼失した場合を除く。

災害の発生した当日勤務すべきところ、正当な理由がなく出勤しなかった者については、この取扱いをしない。

当該休暇の請求に際しては市町村長その他の公的機関の証明書(罹災証明書又は被害証明書の写し)等の、被災の事実確認ができる書類を提出しなければならない。

(4) その他交通機関の事故等の不可抗力の事故により出勤できない場合 必要と認められる期間又は時間

交通の遮断により出勤できなかった者又は遅参した者には、居住地並行路線の有無等の事情を勘案のうえ、理事長において真にやむをえないと認められる場合に限り、その勤務しなかった期間につき特別休暇を与える。(又は、勤務しなかった時間につき、遅参の扱いをしない。)

事故の発生した当日勤務すべきところ、正当な理由がなく出勤しなかった者については、この取扱いをしない。

交通スト等による場合の取扱いについては、別に定める。

当該休暇の請求に際しては交通遮断の事実確認ができる書類を提出しなければならない。

(5) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合 必要と認められる期間又は時間 投票日に勤務を要する職員に対しては、投票のため勤務しなかった期間につき特別休暇を付与する。(遅参・早退の扱いをしない。)

- (6) 職員が国会、地方公共団体の議会、裁判所その他官公署に裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての職務その他公の職務に従事する場合 当該業務に従事する期間又は時間
当該休暇の請求に際して裁判員に選任された場合にあっては、その事実確認ができる書類を提出しなければならない。
- (7) 職員が生理日に勤務することが著しく困難な場合 当該職員が請求した期間
有給の期間は、1年を通じて13回以内とする。付与日数は、1回につき引き続いた2日以内とする。
付与日数には、休日を通算する。
本休暇の前後を通じて欠勤し、また、病欠休暇を取得した者に対しては、付与しない。
に定める1年とは、6月1日から翌年5月31日までとする。なお、年度途中の採用者にかかる回数は、別表に掲げる回数以内とする。
- (8) 妊娠中の職員が保健指導又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定による保健指導又は健康診査をいう。以下同じ。）を受ける場合 別表第2に掲げる回数の保健指導又は健康診査（医師又は助産師がこれと異なる指示をしたときは、その指示するところの保健指導又は健康診査）を受けるのに必要な時間
- (9) 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体及び胎児の健康保持に影響があると認められ、当該混雑を避ける場合 所定の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
- (10) 妊娠中の職員が妊娠に起因する体調の不良等のため勤務することが著しく困難である場合 1回の妊娠につき7日を超えない範囲内で必要と認める期間
1回の妊娠を通じて、連続した7日間（休日は通算しない。）とする。ただし、特に必要と認められる場合は、7日の範囲内において1日単位で付与することができる。
当該休暇の請求に際しては妊娠の事実確認ができる書類を提出しなければならない。必要に応じて妊娠に起因する体調の不良等（つわり、切迫流産、妊娠中毒症等をいう。）であることを証明する診断書等の提出を求める場合がある。
早期流産（妊娠4ヵ月（85日）未満の流産）により、勤務することが著しく困難である場合、妊娠に起因する体調の不良等のため付与された残日数の範囲内で当該休暇を申請することができる。
当該休暇の取得中に、妊娠4ヵ月（85日）以降の分べん（生産、死産を問わない）をした場合、分べんした日の前日をもって当該休暇は終了する（分べんの日は、産前休暇として取り扱う）。
- (11) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に分べんする予定である職員が申し出た場合 分べんの日までの申し出た期間
- (12) 女子職員が分べんする場合 原則、産前8週間（多胎妊娠の場合は16週間）から産後8週間の期間。（分べん予定日前に分べんした場合、産後を長くし、合計16週間（多胎妊娠は24週間）とすることは可能。ただし、多胎妊娠の場合、分べんの日と産後の合計は16週間を限度とする。（分べん予定日後に分べんしたことにより当該期間のうちの産後の期間が8週間に満たないこととなった場合にあっては、その満たない日数に相当する日数を16週間（多胎妊娠の場合にあっては、24週間）に加えた期間。）
「分べんする場合」とは、妊娠4ヵ月（85日）以降の分べんで、生産、死産（人工妊娠中絶は含む）を問わない。
妊娠の月計算は、28日を1月として計算する。
分べん日は、産前休暇として取り扱う。
分べん予定日の計算は、最終生理開始日から3月を減じ7日を加える。
つわり休暇

(ア) 産前(妊娠時から)において必要があると認められる場合は、16週の運用として、週単位で1週間をつわり休暇として付与することができる。

(イ) つわり休暇取得後に流産した場合においても、先に付与した休暇は取り消されるものではない。

産前休暇(つわり休暇)の請求に際しては妊娠の事実確認ができる書類を提出しなければならない。

産後休暇の請求に際しては出産の事実確認ができる書類を提出しなければならない。多胎妊娠の場合には多胎妊娠である旨を明記した医師等の証明書を提出しなければならない。

(13) 産後1年以内の職員が保健指導又は健康診査を受ける場合 医師又は助産師が指示する保健指導又は健康審査を受けるのに必要な時間

(14) 職員が生後満1年6月に達しない子を育てる場合 1日2回あわせて90分を超えない範囲内で必要と認められる期間

休暇の付与は、勤務時間の始め又は終わりであってもよい。

取得単位は、30分又は45分単位で付与する。また、業務に支障がない限り、合わせて90分とすることができる。

養子であっても付与する。(法律上の養子縁組をした者に限る。)

勤務時間の途中で育児時間をとる場合、往復に要する時間は認めないが、育児時間が阻害されないよう配慮する。

割り振られた1の勤務時間のすべてを勤務しない場合は、認められない。

実子であっても親元等へ全面的に託児の場合は、認められない。

職員が育児時間を使用しようとする日に、対象となる子の当該職員以外の親が育児時間(これに相当する時間を含む。)を付与されているときは、それぞれの育児時間及び職務免除、部分休業と重複しないよう、2人の合計で、1日90分以内の期間で育児時間を付与するものとする。

(15) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ)を養育する職員がその子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るものとして理事長が定めるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日(その療養する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間

(16) 日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という)の介護その他理事長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 4月1日から翌年3月31日までの間につき5日(要介護者が2人以上の場合にあっては、10日)を超えない範囲内で必要と認める期間

当該特別休暇における要介護者とは、次に掲げる者とする。なお、(イ)及び(ウ)については、職員との同居を要件とする。

(ア) 配偶者(届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)父母、子、配偶者の父母

(イ) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(ウ) 職員又は配偶者との間において事実上父母又は子と同様の関係にある父母の配偶者、配偶者の父母の配偶者、子の配偶者、配偶者の子

「その他の理事長が定める世話」とは、家庭での医療・療養上の世話や身の回りの世話、入院中の身の回りの世話やリハビリ介助、通院介助等の直接的介護及びこれらとの関係で行う入退院のための手続き、付き添い等の手配、退院後の介助者探し、在宅介護を行

うにあたっての受け入れ体制の準備などの間接的介護をいう。

「勤務しないことが相当」とは、要介護者の介護の必要があり、かつ他に介護が可能な家族等がいる場合であっても、職員が要介護者の介護を行う必要があり、実際にその介護に従事する場合をいう。

当該休暇の請求に際しては要介護者の当該介護が必要であること及び5日以上の休暇を請求する場合には、要介護者が2人以上である事実がわかることを証する書類を必要とする。また、必要に応じて、診断書等の提出を求める場合がある。ただし、老齢による介護の場合で、医師の診断書等により難しい場合は、本人の自認書等に替えることができる。

- (17) 職員が結婚する場合 入籍の日又は挙式の日（その他一般に婚姻が認知される日を含む。）の1週間前から1月を経過する日までの間につき連続した5日（休日を含む）婚姻届を提出した日又は結婚式若しくは披露宴等の日のいずれかを基準日とし、その基準日の1週間前から1月を経過する日までとする。

付与日数には、休日を通算する。

休暇の付与は、連続した5日とする。

「結婚する場合」には、届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情の場合を含む。

休暇の請求にあたっては、事前又は事後に結婚の事実確認ができる書類を提出しなければならない。

- (18) 忌引の場合 別表第3に定める期間

生計を一にする姻族の場合は、理事長の認定を経て、血族の例に準ずることができる。なお、認定の基準は、次のとおりとする。

(ア) 扶養手当を受けていること。

(イ) 扶養手当は受けていないが、同居していて世帯をともにする等生活の基礎を一にしていること。

忌引が重なる時、その期間は、最初に始まる忌引の初日から最後に終わる忌引の末日までとする。

休暇の付与は、当該職員が請求した日からこれを起算する。ただし、制度の趣旨を踏まえた運用に留意することとし、取得期間は概ね1月程度を上限として、実際の葬儀等の日を含むものとする。

遠隔の地に行く必要があるときは、実際に要した往復日数を加えることができる。この場合は、真にやむをえない場合であって客観的にその必要が容認できることを要する。但し、忌引に引続き年休等をとる場合は復路の旅行日は付与しない。

休暇の付与は、連続して与え、休日を通算する。

親族の定義は、民法（明治29年法律第89号）の定めるところによる。

- (19) 職員が配偶者の分べんに伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 配偶者の分べんにかかる入院等の日から当該分べんの日後2週間を経過するまでの期間につき2日相当であると認められる場合の期間とは配偶者の分べんに係る入院等（つわり又は妊娠に起因する体調の不良等のための入院は含まない。）の日から当該分べんの日後2週間を経過するまでの日とする。

死産の場合も付与する。（なお、出産してすぐ死亡した場合、出産届・死亡届を確認したうえで、配偶者分べん休暇と忌引をともに付与する。）

当該休暇の請求に際しては出産予定日または出産日の事実確認ができる書類を提出しなければならない。

- (20) 配偶者が分べんする場合において、その分べんにかかる子又は小学校就学の始期に達す

るまでの子を養育する職員がこれらの子の養育（分べんに立ち会うことを含む）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 産前産後の期間における16週（多胎妊娠の場合にあっては24週間）につき5日を超えない範囲内で必要と認められる期間

子の範囲は、職員の実子、養子及び配偶者の子であること。また「小学校就学の始期に達するまでの子」とは、その子が6歳に達する日（誕生日の前日）の属する年度の3月31日までをいうこと。

取得期間については、

(ア) 第1子の場合には分べん予定日又は分べん日を起点として16週間以内（多胎妊娠の場合は、24週間）

(イ) 第2子以降の場合には分べん予定日又は分べん日を含んで16週間以内（多胎妊娠の場合は、24週間）

とする。

任期付短時間勤務職員の付与日数については所定勤務日数に応じ次のとおり付与するものとする。

所定勤務日数	付与日数
5日	5日
4日	4日
3日	3日
2日	2日
1日	1日

(21) <削除>

(22) 職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ない認められる場合 必要と認められる期間

必要と認められる期間については、検査、入院等のそれぞれについて、必要と認められる期間とし、医療施設等への往復に要する期間を含むものとする。

休暇の請求にあたっては、必要な事項（日時、場所等）が確認できる書類を添付すること

休暇の請求は原則として、1週間前までに行うこと

骨髄液の提供を原因として、他の疾病を発症した場合については、その時点からドナー休暇は付与しないものとする。

ドナーが、途中段階で辞退したとしてもそれ以前の行為については特別休暇とできるものとする。

(23) 職員が末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は末梢血幹細胞移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ない認められる場合 必要と認められる期間

必要と認められる期間については、検査、入院等のそれぞれについて、必要と認められる期間とし、医療施設等への往復に要する期間を含むものとする。

休暇の請求にあたっては、必要な事項（日時、場所等）が確認できる書類を添付すること

休暇の請求は原則として、1週間前までに行うこと

末梢血幹細胞の提供を原因として、他の疾病を発症した場合については、その時点から

ドナー休暇は付与しないものとする。

ドナーが、途中段階で辞退したとしてもそれ以前の行為については特別休暇とできるものとする。

- (24) 職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 7月1日から9月30日までの間において5日 ただし、午前・午後を問わず半日の運用を4回まで認める。
ここで言う「職員」とは、当該年度の6月1日以前に採用された職員で、7月1日以降引き続き在職する職員をいう。
ただし、当該年度の7月1日現在において、次の各号に掲げる者を除く。
(ア) 休職者（夏季期間中に職務に復帰した者を除く）
(イ) 勤務停止者（夏季期間中に職務に復帰した者を除く）
(ウ) 育児休業者、自己啓発等休業者（夏季期間中に職務に復帰した者を除く）
(エ) 退職予定者
(オ) 当該年度の前年度である7月1日から当該年度の6月30日までの間に、事故欠勤（無届欠勤含む）日数が15日以上のある者又は15日以上のある停職処分を受けた者
事務事業に支障がある場合には、請求した日以外の日に付与することができる。
当該年度の6月2日から同年7月1日までの採用者については、3日付与する。
- (25) その他理事長が前各号の場合に準ずる特別の事由があると認める場合 必要と認める期間又は時間
- 2 前項に定めるほか、次の各号に掲げる場合は、当該各号に掲げる期間又は時間の無給の特別休暇を与える。ただし、この項の規定は、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)に基づき大阪市から派遣された職員には適用しない。
- (1) 衆議院議員、参議院議員、並びに地方公共団体の議会の議員及び長（以下「公職」という。）の選挙に立候補する場合 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第86条から第86条の4の規定による立候補等の届出の日から選挙の期日まで
- (2) 前号に定める公職に従事する場合 必要と認められる期間
(特別休暇の単位)
- 第19条 前条第1項第16号、第18号及び第19号の特別休暇の取得単位は、1日又は1時間とする。
- 2 第14条第2項及び第5項の規定は、1時間を単位とする特別休暇について準用する。
(特別休暇と1時間単位の年次有給休暇等の併用の制限)
- 第20条 第18条第1項第9号の特別休暇は、1時間単位の年次有給休暇を取得する場合において、それに引き続いて取得することができない。
- 2 1時間を単位とする特別休暇と年次有給休暇を同一日に取得する場合においては、特別休暇と年次有給休暇を合わせて3回以内までとする。
(育児短時間勤務をしている者の特別休暇の取扱い)
- 第21条 育児短時間勤務をしている者は、当該育児短時間勤務の期間中の1日の所定の勤務時間が通常の職員よりも短い日については、第18条第1項第9号の特別休暇を取得することができない。
- 2 育児短時間勤務をしている者は、当該育児短時間勤務の期間中の1日の所定の勤務時間が4時間となる日の第18条第1項第14号の特別休暇は、1日1回45分を超えない範囲内に限るものとする。
(特別休暇の手続き)
- 第22条 特別休暇を受けようとする職員は、あらかじめ上司に請求し、その承認を得なければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつ

た場合には、事後速やかに上司に承認を求めることができる。

(病気休暇)

第23条 職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、病気休暇を与えることができる。

2 病気休暇の単位は1日とする。

(病気休暇の手続き)

第24条 病気休暇を受けようとする職員は、あらかじめ上司に請求し、その承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、事後速やかに上司に承認を求めることができる。

2 前項の請求にあたっては、病気休暇の期間に応じて次の各号に定める書類を提出しなければならない。

(1) 負傷又は疾病による休暇が連続して7日以上に及ぶとき 期間を明記した医師の診断書

(2) 前号に定めるとき以外のとき 医師の診断を受けた事実が証明できる書類又はその写し

(介護休暇)

第25条 職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者で、負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合には、当該職員に対し、介護休暇を与えることができる。

(1) 祖父母、孫及び兄弟姉妹

(2) 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で理事長が別に定めるもの

2 介護休暇の期間は、前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする1の継続する状態ごとに、連続する6月の期間内において必要と認められる期間とする。ただし、第5項に規定の介護休暇については、6ヵ月ごとに更新できるものとする。

3 介護休暇の単位は、1日又は1時間とする。

4 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間の範囲内とする。

5 第3項の規定にかかわらず、30分を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した30分の範囲内とする。

6 介護休暇については、給与規程第36条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない1日又は1時間につき、同規程第37条に規定する勤務1日又は1時間当たりの給料額を減額する。ただし、第5項に規定の介護休暇については、1時間当たりの給料額の2分の1相当額(1円未満の端数がある場合は、これを切上げた額とする。)を減額する。

(介護休暇の手続き)

第26条 介護休暇を受けようとする職員は、あらかじめ理事長に請求しなければならない。

2 前項の場合において、前条第2項に規定する介護を必要とする1の継続する状態について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して請求しなければならない。

(証明書類の提出)

第27条 理事長は、特別休暇、病気休暇及び介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第6章 母性健康管理

(妊産婦である職員の就業制限等)

第28条 妊娠中の職員及び産後1年を経過しない職員(以下「妊産婦である職員」という。)には、妊娠、出産、哺育等に有害な業務に就かせない。

2 第8条の定めによって勤務時間又は休日を割り振られた妊産婦である職員が請求した場合には、1日について8時間、1週について40時間を超えて勤務させない。

3 妊産婦である職員が請求した場合には、所定の時間を超える勤務及び休日の勤務をさせない。

4 妊産婦である職員が請求した場合には、深夜における業務には従事させない。

(妊産婦である職員の業務軽減等)

第29条 妊産婦である職員が請求した場合には、その者の業務を軽減し、又は他の軽易な業務に就かせるものとする。

(妊娠中の職員の勤務時間の変更等)

第30条 妊娠中の職員が請求した場合において、その者の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認めるときは当該職員が適宜休息し、又は補食するために必要な時間休憩させるものとする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年1月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年5月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に使用されたこの規程による改正前の職員の休暇に関する規程による特別休暇については、この規程による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第18条第1項15号の規程による特別休暇として使用されたものとみなす。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、施行の日の前日において取得している病気休暇については、なお従前の例による。

(経過措置)

2 平成25年4月1日から平成25年5月31日の間に分べん予定日である者については、第18条第1項第2号の規定にかかわらず、従前の例による。

別表第1（第13条第2項関係）

新たに職員となった日の属する月	日数
6月	20日
7月	18日
8月	17日
9月	15日
10月	13日
11月	12日
12月	10日
1月	8日
2月	7日
3月	5日
4月	3日
5月	2日

別表第2（第18条第1項第8号関係）

妊娠週数	回数
妊娠23週まで	4週間に1回
妊娠24週から35週まで	2週間に1回
妊娠36週から出産まで	1週間に1回

別表第3（第18条第1項第17号関係）

死亡した者	期間	
	配偶者	7日
	血族	姻族
父母	7日	3日
子	7日	1日
祖父母、曾祖父母	3日	1日
孫、曾孫	1日	
兄弟姉妹	3日	1日
伯叔母父	1日	1日
甥、姪、いとこ		